





来年開設予定の「総合福祉センター」

障害に関する各種の相談機能やリハビリ機能などをもつ福祉施設

民を中心に約御名が参加し、運動を盛りそして区議会が共催して開いたもので、 げました。 世田谷,市 実現をめざす区民の会、区、 運動を盛りあ

名の区民が、九品仏浄真寺前から会場まで

大会に先立ち、区長や議員をはじめ約600

が9月9日、玉川区民会館ホールで開かれ

びかける「特別区制度改革促進世田谷大会」 現するため、多くの区民の理解と協力を呼 を実 かけました。

特別区制度を改革し、世田谷『市』

会代表団が自治大臣へ提出しました。 議員も加わり、さらに大きな区民運動を進 した。大会決議文は終了後直ちに、区民の めようとの決議が満場の拍手で採択されま

街頭パレードを行い、改革への協力を呼び 大会には、地元選出の国会議員、都議会

谷公会堂において、23区の共同大会が約2 けた運動が展開されています。 また、その一週間前の9月2日には日比 人の参加で開かれるなど、改革実現に向 自立して明日をきずく80万都市世田6



されるようになったのです。 され、昭和50年から、再び区長選挙が実施 の機運の高まりによって地方自治法が改正 廃止された区長公選制度は、 法が施行され、特別区が誕生して以来40年 ざしています。 万自治法では、23区は特別地方公共団体で 長公選制度の復活があります。 にもわたる長い歴史をたどってきました。 この改革の運動は、昭和22年に地方自治 しかし、区長公選が実現した今でも、地 なかでも、記憶に新しいものとして、区 自治権拡充へ 昭和27年に

場から行政を進めるしくみを確立し、区民に一番身近な特別区が、市と同じような立 福祉の一層の充実を図ろうとしているから あり、市などの普通地方公共団体と異なり、 けでは解決できない問題もあります。 ため、住民に身近な仕事であっても、区だ 事務の権能などが制限されています。この 今、制度改革が叫ばれているのは、区民

進していきます。 る召世紀の明日を築くため、この運動を推 に応える自治制度を確立し、まもなく迎え 世田谷区議会は、変化する時代のニーズ

特別区制度改革は、 新しい時代にふさわ 注いでいるのが、国への働きかけです。地 まな運動を展開しています。なかでも力を

とつ解決していくこと、それは地方自治体

地域が抱えるさまざまな問題をひとつひ

の大事な役割です。

時代という大きなうねりのなかで、時代の

現在、高齢化社会、情報化社会、国際化

変化に対応し、地域の特性を生かした行政

の推進が求められています。

い地方自治のしくみを確立することをめ

いからです。

自治法などの法律を改正しなければならな 方自治のしくみを変える制度改革は、地方

向け、世田谷らしいまちづくりを進めてき

民福祉の充実、地域経済の活性化などに

世田谷区は、緑豊かな生活環境の整備、

谷。市、実現をめざす区民の会」をはじめ、 のは昨年の6月からでした。これは、「世田 となったのです。 区民の皆さんの運動が国を動かす大きな力 特別区制度の問題を審議するようになった ています。この地方制度調査会のなかで、 制度調査会で特別区制度のあり方を検討し 国では、内閣総理大臣の諮問機関の地方

会で引き続き検討されることになっていま は結論が出ず、先月発足した第2次の調査 の皆さんの力が必要です。 しかし、残念なことに第21次の調査会で 今後の国の審議を促すためには、区民

23区はこの制度改革の実現に向けさまざ

No. 115

〈制度改革実現への流れ〉

地方制度調査会への諮問、答申



閣 定 議 決



玉 議



立



条例等の審議・制定



改 \mathcal{O} 実 度 重 兏

都と区の仕事の分担を見直そう

世田谷区を含む23区は、大都市東京の一体性を確保するという理由から、 度上東京都の内部団体とされ、一般の市とは異なり、事務の権能を制限されて います。たとえば、市の役割とされる清掃事業を都が行っていることなどです。 都は特別区の財政に関しても調整権をもっています。 町村税にあたる税を都税としていったん都に納め、区の仕事に必要な分を配分 するというしくみです。このため、区が自主性をもって仕事を進めていくうえ で大きな制約となっています。

各区が競いあって特色のある行政を推進し、住民サービスのより一層の向上 を図るためには、都と区の役割分担を明確にする必要があるのです。つま 住民の日常生活に身近な仕事は区が行い、都は首都としての機能を維持するた めに必要な広域的な仕事を行うということです。

税金が増えることは

世田谷市? 新しい区の名称は みんなで

考えましょう

普通地方公共団体へ

分でした。そこで、市と同じように普通地

しかし、事務、財政、人事上の権限は不士 り、特別地方公共団体として誕生しました。

23区は、昭和22年地方自治法の施行によ

特別地方公共団体から

くことがねらいです。

づけ、一人前の自治体としてひとりだちしてい

のです。

充運動が、すでにこの時からスタートした 方公共団体となることをめざした自治権拡

23区を市と同じ「普通地方公共団体」に位置

けていきましょう。

ついて、皆さんとともに考え、国へ働きか 特別区制度をどのように変えていくかに

ありません

政のしくみをつくることがねらいです

とができるように、財政面で都から独立した財

区が地域の特性を生かした施策を展開するこ

制などが区の仕事となります。

清掃事業への取り組み

まちづくりの推進

広がります。

福祉の充実

関する事務、母子及び寡婦の福祉に関する事務、 ようになります。さらに、身体障害者の福祉に なり、児童福祉施策の充実を図ることができる 児童相談所の設置、運営が新たに区の仕事と

昭和22・7~23・4

自治振興委員会

〈区議会特別委員会の変遷〉

行えるようになります の採択、教育課程の編成、教職員の任用などを 保健・衛生の充実 区の教育委員会が、小中学校の教材や教科書

教育の充実

財政制度を 自立した都市にふさわしい きめ細かな住民サー

提供できるように

を生かし、魅力的なまちづくりを推進していき 地区画整理事業など、多くの事務事業の対象が 発行為の許可を区が行い、さらに都市計画や土 こうした事務権能の拡大により、地域の個性

の地方自治法改正では、住民に身近な事務 (福祉事務所、生活保護事務など)が特別

区のまちづくりの権能を拡大し、すべての開 行政事務の肥大化が問題となり、昭和40年

首都への人口、産業の集中により、都の

止されるなど、自治権が大幅に

〈昭和40年 一部権限が拡大 ハされる〉

制限されま

公昭和27年 区長公選が廃止される〉

れ、それまで行われていた区長公選制が廃 に、都の内部団体として位置づけが強めら 圏という大都市行政の一体性の 昭和27年、地方自治法が改正され、首都 の確保を理由

(昭和50年 区長公選制復活)

されました。

が誕生しました。あわせて、保健所や建築規 制に関する事務が移管されました。特別区 り、昭和50年4月には、区民投票による区長 した。しかし、依然として財政面をはじめ自 の自治権確立のうえで、画期的な出来事で 主性を十分発揮できないしくみが残され、 区民の幅広い支持を得た運動の成果が実

さて、昭和27年の区長公選廃止後、区長は

区に移管になりました。事務処理権限が強 化されたのです。

自治権拡充を求める機運が高まり、区民と

になっていましたが、しだいに区長公選・

都知事の同意を得て区議会が選任すること

区議会が一体となった精力的な運動が展開

自立した自治体として明確に位置づけられ ないまま、現在にいたっているのです。

かけを活発に行いました 最近でも特別区制度改革を求める意見書



いますが、制度改革により、有害家庭用品の規 民生委員に関する事務などが充実します 保健所の事務の一部は都が行うこととされて ゴミの収集、運搬の仕事を区が行うことにな

昭和和 62 32 25 5 6 10 } 現 62 31 在 5 10 きました。昭和50年の区長公選 拡充、制度改革について専門的に審議して 区議会では特別委員会のなかで、自治権 特別区制 特別区制調查委員会 委員会 自治権拡充委員会 度改革推進

向け、自治省や国会など関係機関への働き 制の復活に

都区財政調整制度のあり方、清掃事業など の移管問題、制度改革の区民へのPRなど、 て、さまざまな視点から代表・一般質問が 会議では、特別区制度の改革実現をめぐっ 要望書は14件に及んでいます。区議会の本 制度改革に関連する決議や意見書は39件、 を国や都に提出しています。昭和22年の世 行われています。市制を見通した行政運営、 田谷区の誕生以来、現在までの自治権拡充、